

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年3月28日
【事業年度】	第52期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
【会社名】	日立建機株式会社
【英訳名】	Hitachi Construction Machinery Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 辻本 雄一
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野二丁目16番1号
【電話番号】	(03)5826-8151〔ダイヤルイン〕
【事務連絡者氏名】	法務部長 荒木 雄介
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野二丁目16番1号
【電話番号】	(03)5826-8151〔ダイヤルイン〕
【事務連絡者氏名】	法務部長 荒木 雄介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

提出会社が2016年6月28日に提出いたしました第52期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）に係る有価証券報告書の記載内容に追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
 - 1 業績等の概要
 - (3) 並行開示情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しています。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

- (3) 並行開示情報
- (訂正前)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異に関する事項につきましては、日本基準に基づく連結財務諸表を作成しておらず、差異の金額を算定することが困難であるため、以下のとおり定性的な情報を記載しております。

(のれん)

日本基準ではのれんを償却していましたが、IFRSでは償却を行っていません。

(従業員給付)

日本基準では、数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期の費用として認識しなかった部分をその他の包括利益累計額にて認識し、将来の一定期間にわたり純損益として認識しています。また、勤務費用、利息費用及び期待運用収益を純損益として認識しています。

一方、IFRSでは、確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度から生じる再測定は、その他の包括利益にて認識しています。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益（制度資産に係る利息収益の金額を除く）により構成されています。過去勤務費用は直ちに純損益として認識しています。また、勤務費用は発生時に純損益として認識し、純利息費用は確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じた金額を純損益として認識しています。

(法人所得税)

内部未実現利益の消去に伴う税効果について、日本基準では繰延税金資産を売却元の実効税率を用いて計算していましたが、IFRSでは売却先の実効税率を用いて計算しています。

(訂正後)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異は以下のとおりです。なお、提出会社は日本基準に基づく連結財務諸表を作成していないため、差異の金額は概算額で記載しています。

(のれん)

日本基準ではのれんを償却していましたが、IFRSでは償却を行っていません。この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」が1億円減少しています。

(従業員給付)

日本基準では、数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期の費用として認識しなかった部分をその他の包括利益累計額にて認識し、将来の一定期間にわたり純損益として認識しています。また、勤務費用、利息費用及び期待運用収益を純損益として認識しています。

一方、IFRSでは、確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度から生じる再測定は、その他の包括利益にて認識しています。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益(制度資産に係る利息収益の金額を除く)により構成されています。過去勤務費用は直ちに純損益として認識しています。また、勤務費用は発生時に純損益として認識し、純利息費用は確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じた金額を純損益として認識しています。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」が12億円減少し、連結包括利益計算書の「確定給付制度の再測定」が8億円減少しています。

(法人所得税)

内部未実現利益の消去に伴う税効果について、日本基準では繰延税金資産を売却元の実効税率を用いて計算していましたが、IFRSでは売却先の実効税率を用いて計算しています。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、連結損益計算書の「持分法による投資損益」が2億円減少し、「法人所得税費用」が14億円増加しています。

以上